

# 利用申込みの諸注意

## 新規登録

岡崎市内の会館施設をご利用したことのないお客様は新規登録が必要になります。詳しくは、1ページをご覧ください。なお、岡崎市暴力団排除条例第7条の規定により、利用の承認ができない場合がございます。

また、岡崎市民会館の初めて利用でも、下記の施設を利用したことのあるお客様は、登録が必要ありません。

- ・ 甲山閣
- ・ 竜美丘会館
- ・ せきれいホール
- ・ シビックセンター
- ・ 勤労文化会館

上記の施設の利用がなければ、利用者番号 (ID) をお持ちの場合でも、登録が必要となります。一度、岡崎市民会館の受付へお越し下さい。

## 利用の変更

利用の変更は、下記の期日までに行ってください。

ホール・甲山会館 … 30 日前まで

それ以外の施設 … 5 日前まで

市民会館へお問合わせください。

利用料金をすでにお支払いいただいている場合は、来館していただく必要があります。該当日の利用証をご持参ください。



## 利用の取消し

利用の取消しは、下記の期日までに行ってください。

ホール・甲山会館 … 30 日前まで

それ以外の施設 … 5 日前まで

市民会館へお問合わせください。

利用料金をすでにお支払いいただいている場合は、利用料金の還付が発生することがあります。一度、岡崎市民会館の受付へお越し下さい。

### ★利用料金の還付について

ホール・甲山会館の還付手続きの期日と還付額は以下の通りです。

全額還付 … 利用日の前 90 日まで

支払いの 70%の還付額 … 利用日の前 60 日まで

支払いの 30%の還付額 … 利用日の前 30 日まで

利用日から 30 日前を切りますと、利用料金の還付はできません。

### ★還付手続きの際の持ち物

- ・ 印鑑
- ・ 該当日の利用証
- ・ 該当日の領収証

